

(別紙 1)

東成瀬村国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

①住宅の耐震化 【建設課】

- ・ 災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化が必要である。住宅の耐震化の促進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する必要がある。

②公共特定建築物(※)の耐震化 【総務課】

- ・ 公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の耐震化率は、全て基準を満たしており、利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、維持管理を継続的に実施する必要がある。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物

③学校の耐震化 【教育委員会】

- ・ 学校の耐震化は、小学校は平成 12 年度に中学校は平成 17 年度に完了している。児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。

④診療所の耐震化 【総務課】

- ・ 診療所は、平成 4 年度に竣工しているため耐震基準は満たしている。災害時の避難所として利用を図るため定期的に建物点検を実施し、維持補修を継続する必要がある。

⑤社会福祉施設等の耐震化 【民生課】

- ・ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、定期的に建物点検を実施し維持補修を継続する必要がある。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

⑥空き家対策 【民生課】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生・景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。

【想定】家具類の転倒により負傷する

⑦家具類の固定など室内安全対策 【民生課】

- ・ 家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、さらに普及啓発に取り組む必要がある。

【想定】火災の発生に気づかない、逃げ遅れる

⑧住宅用火災警報器の設置 【消防分署】

- ・ 住宅用火災警報器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、村内における設置状況を実施しており、未設置世帯への普及啓発にさらに取り組む必要がある。また、地震による停電等に伴い、電気機器が復旧した際に発生する火災に有効な感電ブレーカーの普及にもさらに取り組む必要がある。

【重要業績指標】

- ① 住宅の耐震化率 住宅リフォーム等促進事業補助金の拡充
- ② 公共特定建築物 耐震化率 100%
- ③ 学校施設の耐震化率 100% (H17 完了)
- ④ 診療所の耐震化率 100% (H4 完了)
- ⑤ 福祉施設の耐震化率 100% (H20 完了)
- ⑧ 住宅用火災警報器の設置率 83% (H29)

最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

①河川改修等の治水対策 【建設課】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削などの治水対策を実施しており、過去に護岸が被災するなど被害のあった箇所を重点的に点検し、対策を進める必要がある。

②河川関連施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

③洪水ハザードマップの作成 【建設課】

- ・ 改正水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。

④避難勧告等の判断基準等の策定（水害） 【建設課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害）を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 洪水ハザードマップの策定 策定済み (H31)
- ④ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定 未策定

最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

【想定】火山噴火等の情報が伝達されない

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務課】

- ・ 国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「栗駒山火山防災協議会」において、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。

②火山ハザードマップの作成 【総務課】

- ・ 「栗駒山火山防災協議会」において、噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」は作成済みである。

③噴火時等の避難計画の策定 【総務課】

- ・ 「栗駒山火山防災協議会」において、火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」は策定済みである。

④噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総務課】

- ・ 気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報及び火山の状況に関する解説情報」は、県の総合防災情報システムを通じて即時に伝達されることとなっている。気象庁の情報を住民や登山客等が把握しやすい避難小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線・サイレン・緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段を構築する必要がある。

【想定】登山客や住民が噴火に巻き込まれる

⑤避難小屋等の設置 【総務課】

- ・ 栗駒山には避難小屋が未設置であるため、今後策定する「避難施設緊急整備計画」に基づき、噴火時の噴石等からの避難施設として設置する必要がある。

【想定】住家が火山泥流に巻き込まれる

⑥火山噴火に伴う土砂災害対策 【総務課】

- ・ 栗駒山について予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める必要がある。

【想定】土石流や崖崩れに巻き込まれる

⑦土砂災害対策施設の整備 【建設課】

- ・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を県と連携し推進する必要がある。

⑧土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、現在、県では全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に県と連携し推進する必要がある。

⑨土砂災害警戒区域等の指定 【建設課】

- ・ 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進する必要がある。

⑩土砂災害ハザードマップの作成 【建設課】

- ・ 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップは作成済み。想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する必要がある。

⑪避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害） 【建設課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を更新する必要がある。

【重要業績指標】

- ② 火山ハザードマップの作成 作成済（H30）
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 策定済（H31）
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの策定 策定済（H31）
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 未策定

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設課】

- ・ 県・村の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設の整備を進めており、冬期の安全・安心な交通環境の確保のため、雪崩や地吹雪の恐れのある箇所への対策施設整備や老朽化した既存施設の更新等を推進する必要がある。

【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する

②雪下ろし事故防止対策 【民生課】

- ・ 村では、除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。

③克雪化住宅の普及促進 【民生課】

- ・ 既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取組を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 除雪計画の見直し 毎年実施
- ③ 克雪化リフォーム実施件数 9件（H30）

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】関係機関の情報が途絶する

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【民生課】

- ・ 災害時には、村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や

迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。

- ・大規模災害時には、地域防災計画に基づき、防災関係機関が災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練等を通じ、情報収集、共有体制の強化を図る必要がある。
- ・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保する必要がある。

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【民生課】

- ・県総合防災課（県災害対策本部）と村、消防、自衛隊、地域振興局など防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年度運用開始）により情報伝達体制の強化を図ることとしている。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【総務課】

- ・県と村等は、一般電話回線や秋田県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、村等の関係機関との情報共有機能等を持つ「秋田県情報集約配信システム」（平成25年度運用開始）を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図ることとしている。
- ・「秋田県情報集約配信システム」が利用するインターネット系ネットワークを構築する必要がある。

【想定】被災現場の情報が届かない

④可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集 【消防】

- ・大規模災害発生時には、消防の可搬型画像システムによる現場の状況及びドローンを活用した上空からの映像を災害対策本部室へ送信することにより、迅速な情報収集と共有、災害活動の方針決定を図ることとしている。

【想定】住民へ情報伝達ができない

⑤緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備 【総務課・企画課】

- ・本村による住民への情報伝達手段として、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めているが、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。
- ・定住、在留、一時的滞在外国人への情報伝達は、「やさしい日本語表記」とする必要がある。

⑥Jアラートによる情報伝達 【総務課】

- ・地域住民に災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、「全国瞬時警報システム」（Jアラート）を導入しており、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達体制を強化する必要がある。

⑦避難勧告等の発令基準等の策定

再掲1-2④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害）） 【建設課】

- ・国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害）を策定する必要がある。

再掲1-3⑩（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）） 【建設課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- ① LGWAN回線数 2回線（R01）
- ② 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施
- ③-1 秋田県情報集約配信システムの導入 整備済み
- ⑤ エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックの導入 整備済み
- ⑥ Jアラート自動起動装置整備 整備済み
- ⑦-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定（1-2④の再掲）
- ⑦-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定（1-3⑩の再掲）

最悪の事態 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する

①自主防災活動の充実・強化 【民生課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成をさらに働きかける必要がある。

②地域の防災・避難訓練の実施 【民生課・消防分署】

- ・ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施する必要がある。村では、毎年「チャレンジデー」（5月下旬）の時に全村避難訓練を開催している。

③自主防災アドバイザーの派遣等 【民生課】

- ・ 県と連携しながら、自主防災アドバイザーを派遣し、自治会や自主防災組織への活動の助言等が必要である。

④学校における防災教育の充実 【教育委員会】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、学校での防災教育の充実を図る必要がある。

⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【民生課】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、県、村、防災関係機関及び住民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する必要がある。村では、毎年「チャレンジデー」（5月下旬）の時に全村避難訓練を開催している。

【重要業績指標】

- ① 自主防災組織率 全地区設置済み
- ② 防災講座（消防分署）の実施回数 自主防災組織対象毎年実施
- ④ 防災教室等を実施する学校の実施回数 保育園・小学校・中学校それぞれ毎年1回実施

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する

①共同備蓄物資の整備 【民生課】

- ・ 県と連携し、災害発生時に必要となる物資を「共同備蓄品目」とし、災害発生時から3日分を整備する必要がある。また、賞味期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【民生課】

- ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。

【想定】救援物資が届かない

③自助による備蓄の促進 【民生課】

- ・ 水・食料等の備蓄について、地域住民や自主防災組織等に対し、3日分の備蓄に向けた普及啓発を進める必要がある。

④避難所への備蓄の促進 【民生課】

- ・ 災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【民生課】

- ・ 災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。

⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【民生課】

- ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備しておく必要がある。

【重要業績指標】

- ① 共同備蓄物資の目標達成 達成済み
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結 未締結
- ④ 物資を備蓄している避難所 12 避難所（集会施設）

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】 孤立可能性のある地区を把握できない

① 孤立するおそれのある地区の現状把握 【民生課】

- ・ 災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等の把握に努める必要がある。

【想定】 孤立地区の被害状況を把握できない

② 通信手段の確保 【民生課・総務課】

- ・ 通信の途絶が想定される地区に、緊急用無線機を配備する必要がある。

【想定】 孤立状態が解消できない

③ 孤立予防対策

再掲 1-2 ① (河川改修等の治水対策) 【建設課】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削などの治水対策を実施しており、過去に護岸が被災するなど被害のあった箇所を重点的に点検し、対策を進める必要がある。

再掲 1-3 ⑦ (土砂災害対策施設の整備) 【建設課】

- ・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を県と連携し推進する必要がある。

再掲 4-1 ② (道路施設の老朽化対策) 【建設課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する必要がある。
- ・ 橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕を実施しているほか、大型法面、小規模構造物の定期点検を実施し、計画的に修繕する必要がある。

再掲 4-1 ③ (道路の防災対策) 【建設課】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

④ 自家発電機など電力の確保 【民生課】

- ・ 孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した移動式自家発電機器等の配備を進める必要がある。

⑤ 緊急物資の備蓄 【民生課】

- ・ 孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。

【重要業績指標】

② 緊急用無線機の配備 未配備

④ 移動式自家発電機器の配備 1 2 避難所 (集会施設) 配備済

最悪の事態 2-3 消防の被災等による救助・救急活動の停滞

【想定】 消防施設の被災等により応急活動機能を喪失する

①消防施設の計画的な整備 【民生課】

- ・ 老朽化する消防施設（ポンプ積載車庫など）、消防車両及び装備の計画的な更新を進める必要がある。

【想定】 応急活動を行う人員が不足する

②消防団への加入促進 【民生課】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、さらなる広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ②-1 消防団員数の条例定数充足率（200人） 82%（R01）
- ②-2 機能別消防団制度導入 未導入
- ②-3 消防団協力事業所数 0事業所

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

【想定】 被災者が避難所の場所を把握していない

①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【民生課】

- ・ 「指定緊急避難場所」「指定避難所」の施設名称・位置・避難経路等について、新たな防災マップを作成するなど、周知を図る必要がある。また、観光宿泊所を「指定避難所」として追加する必要がある。

②福祉避難所の指定 【民生課】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を拡充する必要がある。

【想定】 災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する

③帰宅困難者支援に関する協定の締結 【民生課】

- ・ 災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定を締結する必要がある。

【想定】 避難所等が被災して使用できない

④学校・公民館施設の防災機能の強化 【教育委員会・民生課】

- ・ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校及び公民館施設において最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。

【想定】 避難所において良好な生活環境を確保できない

⑤避難所における生活環境の整備 【民生課】

- ・ 避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者に優しく

女性の視点に配慮した避難所づくり等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に、平時から取り組む必要がある。

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、高齢者等の二次被害につながるなど、近年の大規模災害でも課題となっており、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む必要がある。

【想定】避難所外の避難者を把握できない

⑥避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 【民生課】

- ・ 平成 28 年 5 月に発生した熊本地震では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となったため、対応策の周知等を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ①-1 指定緊急避難場所の指定数 12 箇所
- ①-2 指定避難所の指定数 20 施設
- ①-3 指定避難所（観光宿泊所）の指定数 未指定
- ② 福祉避難所の指定数 2 施設
- ⑤ 避難所開設・運営マニュアル策定 策定済（H30）

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

【想定】診療所が機能を喪失する

①診療所の業務継続体制の強化 【国保診療所】

- ・ 災害時の優先業務や執務環境の確保を定めた「大規模災害時における東成瀬村国保診療所業務継続計画」を策定する必要がある。

【想定】医薬品等を確保できない

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【民生課】

- ・ 雄勝中央病院及び湯沢雄勝郡医師会の協力を得て、災害の初動期以降に必要となる医薬品、医療器具、衛生材料の備蓄を行う必要がある。

【想定】被災地での医療救護活動が滞る

③地域災害医療コーディネーターの配置 【民生課・国保診療所】

- ・ 災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に配置する「地域災害医療コーディネーター」を配置し、DMAT（災害派遣医療チーム）の待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供する必要がある。

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

①平時からの感染症予防対策の強化 【民生課】

- ・ 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

①村の業務継続体制の強化 【総務課】

- ・ 災害時の課ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における東成瀬村業務継続計画（BCP）」を策定する必要がある。

【想定】役場庁舎が倒壊する

②役場庁舎の耐震性の強化 【総務課】

- ・ 平成 19 年に役場庁舎大規模改修工事により耐震改修を実施している。倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内部木材等）・設備機器、配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する必要がある。

③執務環境の整備 【総務課】

- ・ 什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。

【想定】役場庁舎が停電する

④停電時の行政機能の確保 【民生課】

- ・ 庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え、自家発電装置や蓄電池が設置されており、平時から 3 日間の運転が可能な燃油残量を維持する必要がある。

⑤非常用電源等の確保 【総務課】

- ・ 停電時でも最低限の業務が継続できるよう、非常用コンセントから災害対応業務を継続するための情報通信機器等への給電のため、庁舎各フロアに電工ドラム、LAN ケーブル、作業灯を整備する。

⑥停電対応訓練の実施 【総務課】

- ・ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるよう、年 1 回避難訓練と同時に実施している。

【重要業績指標】

② B C P（業務継続計画）の策定 未策定

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

【想定】道路ネットワーク等が寸断される

①幹線道路等の整備 【建設課】

- ・ 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道及び県道の整備に協力するとともに、村道の計画的な整備を推進する必要がある。

②道路施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する必要がある。
- ・ 橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施しているほか、大型法面、小規模構造物の定期点検を実施し、計画的に修繕する必要がある。

③道路の防災対策 【建設課】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 村道改良率 66.9% (H30)
- ② 橋梁長寿命化修繕計画策定（橋長 15m 以上対象） 策定済み (H26)

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

①電力施設・設備の強化 【東北電力（株）秋田県南営業所】

・ 東北電力（株）（秋田県南営業所）では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。

・ 本村では、東北電力（株）横手営業所と平成 20 年 12 月 25 日付け「災害時の協力に関する覚書」しており
医療機関や村庁舎の電力優先復旧や電源車等の派遣を要請することとしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合湯沢雄勝支部との協定 【民生課】

・ 秋田県石油商業協同組合湯沢雄勝支部と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結する必要がある。

③災害時における石油類燃料の確保～JAこまちとの覚書 【JAこまち】

・ JAこまちと「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結する必要がある。

【想定】長期にわたりガス供給機能が停止する

④ガス供給施設・設備の強化 【JAこまち LPガスセンター】

・ JAこまちLPガスセンターと「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結する必要がある。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】上水道機能が停止する

①水道施設の耐震化 【環境課】

・ 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。

【重要業績指標】

① 上水道（簡易水道整備事業）の耐震化率 63.2%（R01）

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【想定】浄化槽の機能が停止する

①合併処理浄化槽の老朽化対策 【環境課】

・ 災害に強い合併処理浄化槽の老朽化対策に向けて設備を更新する必要がある。

【重要業績指標】

① 合併処理浄化槽普及率 85.2%（R01）

最悪の事態 4-5 道路安全施設損壊による重大事故の多発

【想定】道路安全施設が損壊する

①道路安全施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 災害発生による道路安全施設の損壊により道路通行止めを避けるために、道路安全施設の老朽化対策を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 道路構造物総点検実施 策定済 (H27)

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する

①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・ NTT東日本（秋田支店）では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を本村と連携して進めている。

②携帯電話設備の信頼性向上 【（株）ドコモCS東北 秋田支店】

- ・ NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び本村への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。

③情報通信設備の整備 【企画課】

- ・ 住民に災害関連情報等を迅速かつ確実に伝達するため、光ファイバ網とラジオ通信施設の確保を図るため通信事業者と連携し設備の更新を行う必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 通信設備（光ファイバ・ラジオ通信施設） 保守整備継続実施

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【想定】村内の企業活動が停止する

①企業における業務継続体制の強化 【総務課・企画課】

- ・ 村内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を推進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。

最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する

①産業施設における業務継続体制強化 【企画課・農林課】

- ・ 産業施設のBCP（業務継続計画）の策定を推進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく。

②化学消化薬剤の貯蔵 【企画課・農林課】

- ・ 重要な産業施設等の火災に備え、化学消化薬剤を備蓄していくほか、定期更新する必要がある。

【重要業績指標】

- ② 化学消化薬剤備蓄 消火設備点検継続実施

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【想定】防災施設が損壊又は機能不全に陥る

①河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策の推進

再掲 1-2 ②（河川関連施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

再掲 1-3 ⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 秋田県では、土砂災害対策施設について老朽化による機能低下が懸念されており、現在、全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、県と連携し砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

①農業・農村の多面的機能の確保 【農林課】

- ・ 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。

②農業水利施設の保安全管理 【農林課】

- ・ 基幹的農業水利施設（用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。

③森林整備 【農林課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を進める必要がある。

④治山対策 【農林課】

- ・ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、県では山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を県と連携しながら推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数 15 組織 (R01)
- ③ スギ人工林間伐面積 261ha (R01) / 必要 480ha

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

【想定】災害廃棄物処理が滞る

①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【環境課】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

②災害廃棄物の処理体制の整備 【環境課】

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「東成瀬村災害廃棄物処理計画」を随時更新していく。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務課、建設課】

- ・ 村は、災害時における応急対策に関する協定を締結しており、建設関係団体との協力体制を構築しているところであるが、引き続き建設関係団体との連携を図っていく必要がある。

②建設産業の担い手の確保・育成 【総務課・建設課】

- ・ 建設産業においては、若年者の減少と就業者の高齢化の進展により担い手不足が深刻化しており、県では「建設業担い手確保育成支援事業」等により、建設業団体等が実施する担い手確保・育成の取組を支援して

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する

①共助組織の立ち上げ支援 【民生課】

- ・ 少子高齢化の進展等により、除排雪作業の支援が必要な高齢者世帯が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げ支援など、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化に向けた取り組みが求められている。

②自主防災活動の充実・強化

再掲1-6① 【民生課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成をさらに働きかける必要がある。

③消防団への加入促進

再掲2-3② 【民生課】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、さらなる広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 共助組織数 組織なし
- ② 自主防災組織率（1-6①の再掲） 全地区設置 100%
- ③-1 消防団員数の条例定数充足率（2-3②-1の再掲） 82%（R01）
- ③-2 機能別消防団制度導入（2-3②-2の再掲） 未導入
- ③-3 消防団協力事業所数（2-3②-3の再掲） 0事業所

いる。県と村との連携を図りながら、さらに取組を強化する必要がある。

【想定】災害ボランティアの受入れが滞る

③災害ボランティアセンターの設置・運営 【民生課】

- ・ 大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、東成瀬村社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する必要がある。

④災害ボランティアコーディネーターの養成 【民生課】

- ・ 東成瀬村社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 未策定